

シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」

－第 8 回 苦情対象となりやすい騒音発生源 4: 営業騒音・生活騒音－

第 1 章「営業騒音」 財団法人 ひょうご環境創造協会 住友聡一

第 2 章「生活騒音」 財団法人 小林 理 学 研 究 所 加来治郎

はじめに

営業騒音や生活騒音は、拡声機騒音などとともに近隣騒音として分類されます。これらの近隣騒音は一般の居住環境で発生するものが多いだけでなく、音源の種類が多岐にわたること、不特定の場所・時間に発生する場合が多いこと、音量が低くても問題となる可能性があること、近隣の人間関係が影響すること、などの点から騒音問題を引き起こしやすい騒音ともいえます¹⁾。

本シリーズでたびたび引用されている環境省の騒音規制法の施行状況調査によれば²⁾、平成 22 年度の騒音に係る全苦情件数に占める割合は、営業騒音が 10.7%、家庭生活騒音が 6.9%、拡声機騒音が 3.6%で、これらの騒音は 30%前後の工場・事業場騒音と建設作業騒音に次いで 3 位～5 位にそれぞれランクされています。

深夜営業騒音のように騒音規制法の対象になる騒音もありますが、近隣騒音の多くは法規制に馴染みにくく、条例等によって規制を行っている地方公共団体もきわめて少数です。言い換えれば、騒音苦情が発生した場合に解決の糸口とするべき判断基準がないために、地方公共団体の担当者にとって問題解決に向けた適切な対応がとりづらいというのが実情です。

本シリーズの最終回となる今回では、騒音苦情を引き起こしやすい反面、解決方法を見出すことが難しいという騒音源の中でも苦情解決のやっかいな近隣騒音を取り上げ、特に営業騒音と生活騒音に的を絞ってその実態と問題解決の方法について概要を述べます。

1 章 営業騒音

1.1 営業騒音の概要

営業騒音という言葉からは、多くの方が飲食店、カラオケなどの深夜営業騒音を頭に浮かべると思いますが、営業騒音には開放型事業場の部類に入るもの（例えば、バッティングセンター、ガソリンスタンドなど）も対象になると考えられます。営業騒音は、近隣騒音、生活騒音などと同じく、工場・事業場騒音とは異なった一面を持っています。すなわち、人のざわめき等は法による規制が難しく、人間のモラル、近所付き合い的な要因から問題が生じます。

1.1.1 営業騒音に含まれるもの

営業騒音という言葉に対してオーソライズされた定義はありません。騒音規制法の第 28

¹⁾ 桑野園子：近隣騒音に関するアンケート調査、騒音制御、Vol.9, No.6, 1985.

²⁾ 環境省：騒音規制法施行状況調査(平成 22 年度)

条に「深夜騒音等の規制」はありますが、営業騒音という言葉での定義は定められていません。地方公共団体による条例などによって営業騒音、深夜営業騒音の規制等が行われています。昭和 44 年の「騒音規制法の施行について」[1] の第 8 に深夜騒音等の規制に関する事項として規制法第 28 条（深夜騒音等の規制）の趣旨が述べられており、本条の規制の対象となる騒音として表 1.1 のようなものが示されています。一方、地方公共団体では表 1.1 に示したものの他に、規制対象としては次のようなものがあります。

- 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）
- 映画館
- 洗車場
- 小売店営業（店舗面積が 250m² 以上の所、500 m² 以上の所を規制対象）
- 材料置場での搬入・搬出作業
- 液化石油ガススタンド
- ゲームセンター場
- テニス
- ゴルフ練習場
- アイススケート場
- カラオケボックス

表 1.1 規制対象業種の一例

規制対象業種
飲食店営業、興行場、ボーリング場、バッティングセンター、水泳プール場、ガソリンスタンド、拡声機を使用する商業放送に関する騒音

この中には、開放型事業場といわれているものや、大規模小売店舗立地法（以下、大店立地法）によって届け出たもの。また、深夜営業の飲食店については騒音規制法ではなく、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法）によって対応している地方公共団体があります。営業騒音の主な音源である音響機器による騒音は、ほとんどの地方公共団体で条例によって規制されています。

1.1.2 営業騒音の発生形態

営業騒音とひとくくりにしても騒音の発生形態は様々です。飲食店、喫茶店などでは音響機器を用いたカラオケ、人のざわめきによる騒音が中心です。一方、ガソリンスタンド、バッティングセンター、ゴルフ練習場、洗車場などから発生する騒音は、屋外に施設があるため音を遮るものがほとんどありません。スケート場、プール、ボーリング場など屋内で行われるものでも建物の遮音性能が悪い場合には屋外に音が漏れてきます。

1.2 営業騒音苦情

営業騒音による苦情としては、昭和 50 年代の後半からカラオケ騒音の苦情が非常に多くなり、環境省の通達を受けて地方公共団体が条例を定めました。その後、カラオケ等による苦情は当時から比べるとかなり下火になっていますが、**はじめに**でも述べたように営業騒音としての苦情は、現在も数多く発生しています。

1.2.1 苦情の内訳

営業騒音苦情の件数は、通達の出された昭和 55 年頃はいわゆるカラオケ騒音が問題になり、苦情もピークに達していました。営業騒音苦情の内訳を見ると、カラオケの他に「人の

ざわめき」によるものが多くを占めており、他には、機械設備、音楽演奏、出入りの自動車騒音が原因となっています。「人のざわめき」が苦情の原因となるのは、店舗のテラスなどオープンスペースの利用中や、店舗を退店した人々の付近の路上での話し声等です。店舗が設置している機械類が苦情の原因となっているものには、エアコン、給湯器、排気ダクト、換気扇等があります。また、コンビニ・スーパーなどでは、深夜・早朝の商品搬入時の荷捌き音、自動車のエンジン音、シャッターの開閉音等も苦情の原因になっています。カラオケ騒音の苦情は、カラオケルームの防音が不十分、または、店舗兼用アパートの1階に飲食店が入り、そのカラオケによって階上の住居から苦情が出るなどの例があります。

1.2.2 苦情への対応

表 1.2 把握すべき苦情内容の状況

営業騒音に対する苦情が地方公共団体等に届いた時、苦情内容の状況により対処する必要があります。表 1.2 に把握すべき苦情内容の状況を示しています。対策は、苦情内容を詳しく把握した後、苦情者、店舗の双方から説明を受け、お互いの妥協点を探り解決するのが最もよい方法だと思います。その上で騒音測定が必要な場合には、1.3 で示す方法により行います。なお、深夜営業騒音は、風営法との関わりを持つことがあり、その場合には警察と協力して処理に当たることも検討する必要があります。

- ・営業店舗の（苦情対象）音源
- ・店舗・事業所の営業時間
- ・対象騒音の発生時間・場所
- ・店舗所在地の区域の区分
- ・特定施設の有無
- ・他の苦情者の有無
- ・その他

1.3 営業騒音の測定

営業騒音にかかる苦情を受けたとき、その対応として騒音測定を行うことがあります。ここでは騒音の測定方法について述べますが、初めから「測定ありき」とは考えないで下さい。**基本は、まず苦情者の訴えを自分の耳で確認することです。その後、暗騒音の状況、店舗の営業状況、苦情者の生活状況などを十分理解した上で、どうしても騒音測定が必要と判断した場合には測定に踏み切ってください。**

測定は、騒音苦情の対象を問わずほとんど同じような方法で行いますが、地方公共団体が定める条例によって異なっている場合もあります。ここでは、多くの条例で示されている方法について述べます。ただし、深夜営業騒音の測定は困難です。測定を難しくしている要因は、i)発生時間帯が深夜であり、暗いこと、ii)暗騒音との差が小さく対象の騒音源を特定し難いこと、iii)時には客とのトラブルがあること、iv)苦情の対象となっている騒音が不規則に発生すること、等があります。いずれにしても工場・事業場騒音の測定とは比べ物になりません。

1.3.1 騒音の測定点

測定点は、飲食店営業等の営業施設の敷地の境界線又はこれに相当する場所としています。敷地の境界線が明確に出来ない場合は、いくつかの地点で測定を行い、それらの結果と店舗の遮音性能等を勘案して敷地境界線での騒音レベルを推定して判断します。

1.3.2 騒音の測定方法

騒音の測定方法は、日本工業規格 Z 8731 「環境騒音の表示・測定方法」に定める方法に

よるものとしているところがほとんどです。また、騒音レベルの大きさの決定は、測定値の 90 パーセントレンジの上端値としているところが多く、基本的には騒音規制法の工場・事業場騒音に対する騒音の測定・評価方法に準拠しているところがほとんどです。

具体的には、騒音計の時間重み特性は FAST、周波数補正特性は A 特性、更に、90 パーセントレンジの上端値を求めるためには、一定時間の測定を行い統計処理が必要になります。ただし、暗騒音が大きく連続した測定値が得られないときは、暗騒音の途切れたときの騒音を合計で 10 分程度になるまで測定し、その結果から 90 パーセントレンジの上端値を求めます。また、暗騒音の高さが一定のときは、暗騒音の補正ができますが、暗騒音が変動している場合には補正できません。

営業騒音の規制値は該当する店舗の所在地によって異なっています。最も多いのは、騒音規制法の区域の区分と同じ方法を採用しているところで、規制値もそのまま準用しています。規制値はそれぞれの条例に基づいて判断して下さい。

1.4 営業騒音の規制

営業騒音は、地方公共団体の条例によって規制されています。音源の種類、形、発生時間帯等が異なっているため、条例による規制に統一されたものではなく、地方公共団体で独自に定めているのが現状です。以下において、騒音規制法第 28 条で謳われている深夜営業騒音の規制について述べ、続いてその他の営業形態の騒音について概要を述べます。

1.4.1 深夜営業騒音の規制

深夜営業騒音については、環境庁大気保全局長から各都道府県知事に、条例にて規制するよう通達が出されています（「深夜営業騒音等の規制について（昭和 55 年 10 月 30 日環大特 136 号）」）。

それを受けて多くの地方公共団体ではそれぞれの実状に合わせて深夜営業騒音の条例を制定しています。また、深夜営業騒音の規制ではなくカラオケ装置のみの規制をしている所、風営法にその扱いを委ねたものなどいろいろあります。以下にこの通達で求められている規制の内容を示します。

（詳しくご覧になりたい方は（<http://www.env.go.jp/hourei/syousai.php?id=07000022>））

（１）営業時間の制限

- 対象とする営業 飲食店営業、喫茶店営業ですが除外されているものもあります
- 営業の禁止時間 おおむね午前 0 時から午前 6 時(又は日出時)までとしています
- 対象とする地域 都市計画用途地域で分けています

（２）音響機器の使用時間の制限

- 対象とする音響機器 カラオケ装置 蓄音機 楽器 拡声装置など
- 対象とする営業 飲食店営業をするもののうち、設備を設けて客に飲食させる営業及び喫茶店営業（ただし、音響機器から発する音が外部に漏れない営業施設を除きます）
- 音響機器の使用禁止時間 おおむね午後 11 時から翌日午前 6 時(又は日出時)までの間としています

（３）音量の規制基準の設定

- 対象とする営業 飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる営業及び喫茶店営業
- 対象とする地域 騒音規制法第３条に基づき、知事が指定する地域と同様です
- 規制基準 騒音規制法第４条に基づき、知事が特定工場等において発生する騒音について定める規制基準値以下とします

1.4.2 その他の営業騒音の規制

（１）開放型事業場の営業騒音

開放型事業場は事業活動が建屋に密閉されることなく周囲に騒音を出している事業場のことです。資材置き場等では、通常、深夜に作業が行われることはありませんが早朝に作業が行われることがあります。このため営業騒音の規制の中に材料置き場での搬入・搬出作業を取り上げています。開放型事業場騒音の規制についての詳しくは、本誌第 70 号[2]に掲載されているのでそちらを参照してください。

（２）小売店等の営業騒音

コンビニなど小規模の小売店からの騒音が問題になることがあります。大店立地法では売り場面積 1000 平方メートル以上の店舗を法による届け出制度をとっていますが、営業騒音としての規制を 250、500 平方メートル以上の店舗を対象としている地方公共団体があります。店舗に設置している空調機、冷凍機などは、機械能力によっては騒音規制法に抵触するものもありますが、小規模の店舗では、そのようなものが設置されていることも少なく騒音規制法による特定施設の規制はかかりません。客のざわめきなどは、現在の法律では対応することは難しいと考えられます。大店立地法は、経済産業省所管の法律ですが、環境の部分だけを環境部局が審査している地方公共団体もあります。

（３）深夜営業と風営法

騒音規制法に基づく深夜営業騒音の規制をかける代わりに風営法によって規制を行っている地方公共団体があります。それは風営法の中にも騒音を抑制する項目があるためです。

風営法での深夜営業とは、正確には深夜酒類提供飲食店営業といい、深夜（午前 0 時から日の出時まで）において、バー・ガールズバー・居酒屋等の客に酒類を提供する飲食店を指します。風営法の中では第 15 条で騒音の規制が行われています。また、深夜営業を営もうとする場合は、保健所で飲食店の営業許可を受けてから、各都道府県公安委員会に営業開始の『届出』をする必要があります（風営法第 33 条）。

1.5 営業騒音対策

営業騒音は都市生活型騒音公害ということが出来ます。その対策も規制になじまないものもあれば騒音規制法等で対応できるものもあります。以下に個々の状況に応じた騒音対策方法を示します。

1.5.1 店舗内での騒音対策

店舗内での騒音対策としては屋内からの音の漏れを防ぐことが重要になります。具体的な対策としては、次のようなものがあります。

- 住宅側に面した開口部をなくす

- 出入り口を二重構造にする
- 窓を防音サッシ又は二重サッシにする
- スピーカーと床・天井・壁などの接触部分に防振ゴムを入れる
- スピーカーは窓から遠ざける
- 壁・天井には吸音材・遮音材を貼り付ける
- 換気扇は防音タイプにする
- 音量調整は店員が行う
- 音量目盛を固定する

1.5.2 店舗外での騒音対策

店舗の外での騒音対策としては、駐車場と人のざわめきに注意が必要です。具体的な騒音対策としては、次のようなものがあります。

- 駐車場の配置を周辺の住宅等に影響を及ぼさない位置にする
- 店舗の利用客が店舗外の道路や駐車場等で騒がないよう従業員から声かけを行う
- ポスター等により周辺住民への騒音迷惑に関する注意喚起を行う
- 自動車のアイドリング音について看板やポスター等で注意喚起を行う
- 営業形態として屋外テラスなどを使用している場合は、深夜の使用を控える
- 荷さばき作業は屋内で実施する
- 荷さばきの作業場所は、影響を及ぼさないよう周辺の住宅等から離す
- 荷さばきの作業場所の床に緩衝機能を有する素材(ゴムマット等)を敷く
- 人のざわめきについては看板、ポスター等の掲示により注意を喚起する

1.5.3 機械設備の騒音対策

店舗に設置している機械設備の騒音対策が必要な場合があります。具体的な騒音対策としては、次のようなものがあります。

- 空調の室外機や排気ダクト、換気扇等の機械設備は、低騒音型を設置する
- 設置場所を近隣住宅からできるだけ離す
- 換気扇などの空気排出口を近隣住宅に向けないようにする
- 必要に応じて、遮音壁、消音器、防振架台・ゴム（振動防止）等を設置する

1.5.4 開放型事業場での騒音対策

開放型事業場系の施設については、本誌第 70 号[2]が詳しいのでそちらを参照して下さい。

1.5.5 受音者側での騒音対策

消極的な対策になりますが、店舗主、営業主の対策が期待できない時、受音者側で対策を考えることがあります。騒音の影響といえば、鼓膜が破壊されるような大音響を除けば心理的影響がほとんどです。騒音による睡眠妨害は騒音レベルが 40 dB を下回るとほとんど影響を受けないといわれています（ただし、これは健常者の例であって、全ての人に当てはまるわけではありません）。受音者側での対策で重要なことは、**外部からの騒音の遮断**ということになります。夜間の店舗からの騒音が 40 dB を超えている場合であっても通常は屋内では 5 dB 以上小さくなるので問題はなくなる可能性があります。それでも騒音が気になる場合には家屋のさらなる遮音対策が必要です。一般の家屋で遮音を考えると、初めに検

討するのは窓の遮音です。続いてわずかでも開いている換気扇や風呂、トイレの出窓などです。しかし、家屋構造によってはそれにも限界があるため、カーテン等の吸音効果を組み合わせると室内レベルを小さくすることができます。このようにして室内の騒音レベルを 30 dB 台にすることができればほとんど影響はなくなります。

1.6 まとめ

営業騒音は、現在でも騒音苦情の中で大きな割合を占めています。営業騒音がどのようなものかということは本稿である程度示すことができたのではないかと思います。深夜営業騒音になると、騒音規制法だけではなく、風営法が絡んでくることもあるので注意が必要です。現場での騒音測定は非常に難しいので、苦情が発生した際には直ちに騒音測定を行うのではなく、まずは測定を行わずに解決できる方法を検討するのがよいでしょう。その上で測定が必要と判断した場合には **1.3** に示した方法により行って下さい。

【第 1 章参考文献】

- [1] 「騒音規制法の施行について」 昭和 44 年 1 月 厚生省環 30 号
- [2] 「ちょうせい」第 70 号 シリーズ「騒音に関わる苦情とその解決方法」－第 6 回－
公害等調整委員会

2 章 生活騒音

2.1 生活騒音に係る苦情の背景

生活騒音は、深夜営業騒音や拡声機騒音などと同じ近隣騒音の一つですが、日常生活に伴って発生する音が騒音源となり、限られた範囲の隣近所に迷惑を及ぼすものと考えられます。より限定的には、住宅内及び住戸まわりから発生する騒音と捉えることもできます。まず、どのような音によって苦情が引き起こされるのかを眺めてみましょう。

図 2.1 は、平成 9 年から 13 年までの 5 年間にわたって横浜市に寄せられた生活騒音に係る苦情の集計結果を示したものです[1]。

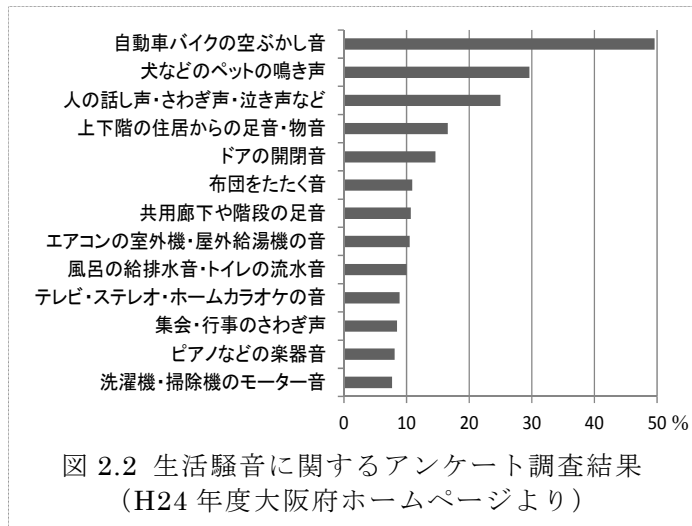
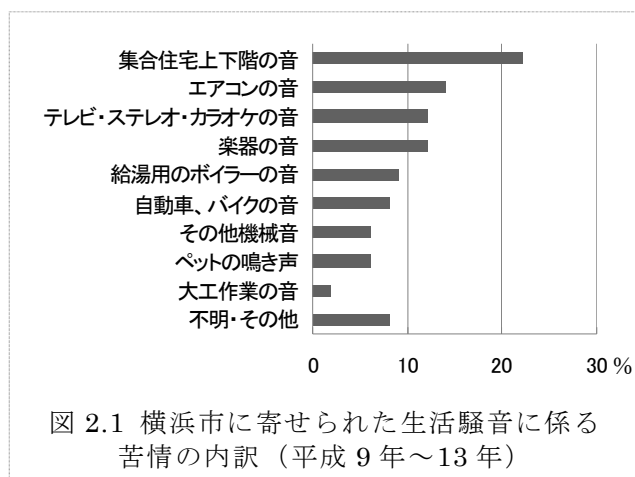
この例では、集合住宅上下階の音、エアコンの音、テレビ・ステレオ・カラオケの音、楽器の音などが上位を占めています。いずれも、通常的生活行動に伴って発生するごく一般的な音ですが、集合住宅上下階の音については、当時広く普及していたフローリング床の影響を挙げることができます。もちろん、指摘された音の順位は、集計地区における戸建て住宅と集合住宅の占める割合などによって変動することはいうまでもありません。

一方、図 2.2 は、大阪府が 20 歳以上の府民 1,312 人を対象に実施した生活騒音の中のどのような音が気になるかというアンケート調査（複数回答可）の結果を示したものです[2]。図からも明らかなように、ここでは、自動車やバイクの空ぶかし音、ペットの鳴き声、人の話し声等が上位を占めています。

横浜市と大阪府という調査地域の違いを抜きにして両者の結果を比べてみ

ると、例えば、自動車やバイクの空ぶかし音は誰もがうるさいと感じる反面、苦情件数はそれほど高くはありません。その理由としては、騒音発生者の特定が難しいことや騒音の発生が不定期かつ一過性であることなどが考えられます。また、人の話し声やさざぎ声なども同様の傾向にありますが、これについては、騒音の発生が必ずしも定期的なものではなく、さらには話者との近所付き合いの程度などが関与しているかもしれません。

これに対して、エアコン、テレビ・ステレオ・カラオケ、楽器などからの音は、比較的苦情を引き起こしやすい音といえそうです。車の空ぶかし音や話し声などとの大きな違いは、騒音の発生が比較的長時間にわたることや、団欒時などの騒音が問題になりやすい時間帯で



の発生が多いことなどが挙げられます。

ところで、環境庁が実施した生活騒音に関するアンケート調査によれば、近所からの気になる音「被害感」と、近所に迷惑をかけているのではないかと気にしている音「加害感」の程度が生活騒音の種類によって異なるということが報告されています[3]。

図 2.3 はその結果を示したのですが、自動車の空ぶかしやドアの開閉音、扉や窓の開閉音、室内・階段の足音、風呂などの給排水音などについては、加害感はある反面被害感も高くなっています。これに対して、家族の話し声や洗濯機の音などは逆の傾向が認められます。これらは集合住宅の生活音に限った結果ですが、概して、車のドアや扉・窓の開閉音のような衝撃性の音については加害感と被害感のギャップが顕著です。

このように生活騒音として苦情の対象となる音については、必ずしも音量や発生時間などから一義的に決まるものではなく、いろいろな要因、例えば、一過性、衝撃性、発生時間帯、近所付き合い、が加味されて苦情に至ることが明らかなです。次節では、騒音苦情という観点から生活騒音に係る問題点を少し整理してみましょう。

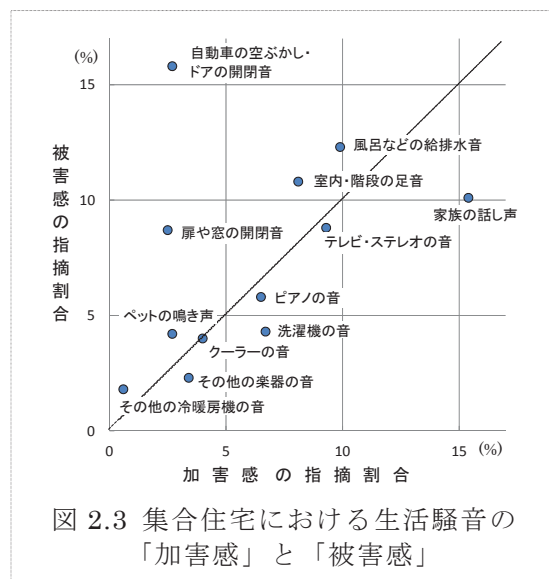


図 2.3 集合住宅における生活騒音の「加害感」と「被害感」

2.2 生活騒音の抱える問題点

本章の冒頭で述べたように、生活騒音は日常生活に伴って発生し、ごく限られた範囲の隣近所に迷惑を及ぼす騒音ですが、多くの地方公共団体がその苦情の解決に苦慮しているのが現状です。ここでは、生活騒音の問題解決の難しさの背景を、以下の 3 点に絞って考えることにします。

(1) 加害者と被害者

図 2.1~2.3 に挙げられている生活騒音の多くは、通常の生活行動に伴って一般の家庭から普通に発生する音です。一方近隣の家庭においてはこのような音を聞く機会もそれだけ多くなります。このことは誰もが加害者にも被害者にもなり得ることを示唆しています。

加害者とならないためには、ドアの開け閉め、階段等の足音、テレビ・ステレオなどについては近隣に配慮してできるだけ音を小さくすることが肝要です。また、音を受ける方も、多くの隣人の中で自分が生活しているということを自覚することによって、ある程度は騒音に対して寛容になれるかもしれません。

生活騒音防止のために、多くの地方公共団体が広報活動やパンフレットなどを通して、市民一人ひとりが生活するうえでなるべく大きな音を出さないようにする、音を出す方も受け取る方もできるだけ相手の立場を思いやる気持ちを持つ、といった啓発活動を行っています。

活動の手段は地方公共団体によって様々ですが、これらの啓発活動が地域の隅々まで伝わっていかどうかは疑問な点もありますし、なによりもお互いのモラルに依存するということに自ずと限界が感じられます。

(2) 人間関係に依存

騒音は心理影響の一つといわれますが、影響の程度は受ける騒音の音量だけでなく、受け手の精神状態にも大きく依存します。精神状態を左右するひとつが音の発生者と受音者との人間関係です。

音を出す家庭と出た音を聞く家庭は、多くの場合隣近所に位置しています。仮に、両家の近所づきあいが良好な場合は多少の騒音は許容されますが、そうでない場合はただ音が聞こえるだけで「うるさい」と感じられることもあります。

多くの地方公共団体が、先に述べた啓発活動の中で、良好な近隣関係（例えば、隣近所との日頃からの心のかようお付き合い）を築いていくことが生活騒音の防止に有効であると喚起しています。

ここでも啓発活動の普及度に関する問題は残るだけでなく、近所付き合いそのものが希薄になっている現代においては、良好な近隣関係の構築は一筋縄ではいかぬ問題といえそうです。

(3) 法的規制の難しさ

エアコンの室外機や給湯器のボイラーなどの家庭用設備機器の騒音、さらにはステレオやカラオケなどの音響機器の騒音に関して、いくつかの地方公共団体が既に実施しているように条例によってガイドライン等を設置することは可能です。

しかし、車やバイクの空ぶかし音、話し声、上下階からの足音や物音、階段の足音、ドアの開閉音などのような多くの生活騒音は法令等による規制は困難で、上述のように発生者のモラルに依存する点の大きいことが問題の解決を難しくしています。

2.3 生活騒音問題の防止方法

これまでは、騒音苦情を引き起こしやすい生活騒音の種類とその原因、さらには問題解決の難しさなどを述べてきました。本節では、生活騒音防止のために各地方公共団体が取り組んでいる概要を紹介します。ただし、今回インターネットで検索した地方公共団体の数は18に過ぎないということをご承知おきください。

生活騒音問題を防止するために各地方公共団体が採用している方法については、①ホームページなどでの啓発活動、②リーフレットやポスターなどの作成・配布、③条例・指導要綱等の制定の3つに分類できます。

①のホームページ上での啓発活動については、多くの地方公共団体が「できるだけ音を小さくする」「相手を思いやる」「良好な近隣関係を築く」ことが問題防止に有効であると述べる一方で、「良好な近隣関係の構築」が問題発生の予防や問題解決において最善の方法であると謳っています。

②のリーフレットやポスターについては、18中7つの地方公共団体が作成しています。なお、ホームページ上で公開することなく、ポスター等を配布している地方公共団体もあるはずですが、残念ながらこれについては把握できていません。

③の条例や指導要綱を作成して騒音を規制する方法ですが、18のうち、芦屋市、奈良県平群町、中野区、松戸市、横浜市の5つの地方公共団体が何らかの規制値や指針値を設け

ています。このうち、芦屋市を除く地方公共団体は、規制・指導の対象騒音を家庭用設備機器や音響機器からの騒音に限定していますが、芦屋市だけは人の動作に伴って発生する音や、人が集会等に参加した場合に発生する会話音などかなり広い範囲の生活騒音を対象としています。

最後に、横浜市が定めた「生活騒音防止に関する配慮すべき指針」からの抜粋を以下に示しますので、今後の生活騒音問題の防止ならびに対応の際の参考にして下さい。

横浜市 生活騒音防止に関する配慮すべき指針（施行 平成 15 年 4 月 1 日）

市民は、日常生活に伴って発生する騒音を防止し、地域の快適な生活環境の保全のため、必要に応じて、次のような配慮等を行なうとともに、地域における生活騒音防止のルール作りに努めるものとする。また、生活騒音の問題が生じた時は、相互の理解を深めつつ、当事者同士の話し合いにより解決に努めるものとする。

市長は、市民自らの配慮と地域での相互協力が円滑に促進されるよう、必要な支援を行うものとする。

1 家庭用機器

ルームエアコンディショナー、電気洗濯機、電気掃除機、家庭用給湯器等の家庭用機器は、日常の手入れ・定期点検を行なうよう努める。特にルームエアコンディショナー室外機、家庭用給湯器等屋外に設置する家庭用機器は、低騒音型の機器を選定するよう努め、また隣家から可能な限り離して設置し、場合によっては防音壁を設置する等の配慮をする。

2 音響機器

ピアノ、ステレオセット、カラオケセット等の音響機器の使用は、音量の調整及びヘッドホン等の使用により極力音が外部に漏れないよう努め、演奏時間や使用時間にも注意を払う等の配慮をする。

3 その他

(1) 自動車のアイドリングは最小限にとどめ、早朝や深夜のアイドリングは極力行わない。

(2) 集合住宅においてフローリングを施工する場合、床材は防音効果の高い材質を使用し、適切な方法により施工するよう努める。

(3) 人声、ペットその他市民生活に関わって発生する音について近隣に配慮する。

4 防止指針値

生活騒音を防止するため、1 及び 2 の目安となる指針値は横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 38 条に準じるものとして、別表*)に定める。

*) 家庭用機器・音響機器に対する指針値は、第一種、第二種及び準住居地域で、昼間(8~18 時);55dB、朝(6~8 時)・夕(18~23 時);50dB、夜間(23~6 時);45dB となっている。

【第 2 章参考文献】

- [1] 横浜市：パンフレット「生活騒音 住まいの音に気配りを」
- [2] 大阪府：生活騒音に関する調査結果報告書（平成 24 年度ホームページより）
- [3] 環境庁：生活騒音の現状と今後の課題（昭和 58 年 9 月）

【編集後記】

地方公共団体に騒音苦情が寄せられた場合に、担当者が苦情処理を適切に行えるように必要な知識や情報を提供するという趣旨のもとでスタートした本シリーズも今回をもって終了です。2 年間にわたってご愛読いただいた皆様、ならびにご執筆いただいた方々にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

なお、「騒音」に引き続いていわゆる公害振動を想定した「振動」のシリーズが計画されています。新シリーズ掲載の折は、引き続きご愛読いただきますようよろしくお願いいたします。

責任編者：財団法人 小林理学研究所 加来治郎